

審判所ってどんなところ？

～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～

国税不服審判所

ホームページアドレス <http://www.kfs.go.jp>

目 次

国税不服審判所とは	1
国税不服審判所の役割	1
国税不服審判所の組織	1
国税不服審判所の特色	2

平成 28 年 3 月 31 日までにされた処分に対する審査請求用

国税に関する不服申立制度	3
異議申立てとは	3
審査請求とは	3
訴訟の提起	3
審査請求の手続	4
国税に関する不服申立制度の概要図	5
一般的な審理の流れ	6

国税に関する不服申立制度改正の概要	8
-------------------------	---

平成 28 年 4 月 1 日以降にされた処分に対する審査請求用

国税に関する不服申立制度（国税通則法改正後）	9
審査請求とは	9
訴訟の提起	9
審査請求の手続（国税通則法改正後）	10
国税に関する不服申立制度の概要図（国税通則法改正後）	11
一般的な審理の流れ（国税通則法改正後）	12

国税不服審判所の現在の各種取組	14
-----------------------	----

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について	15
--------------------------------	----

国税不服審判所ホームページの紹介	16
------------------------	----

審査請求処理の状況	16
-----------------	----

国税不服審判所の所在地・管轄区域	17
------------------------	----

国 税 不 服 審 判 所 と は

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど）についての審査請求に対する裁決を行う機関です。

国税不服審判所の役割

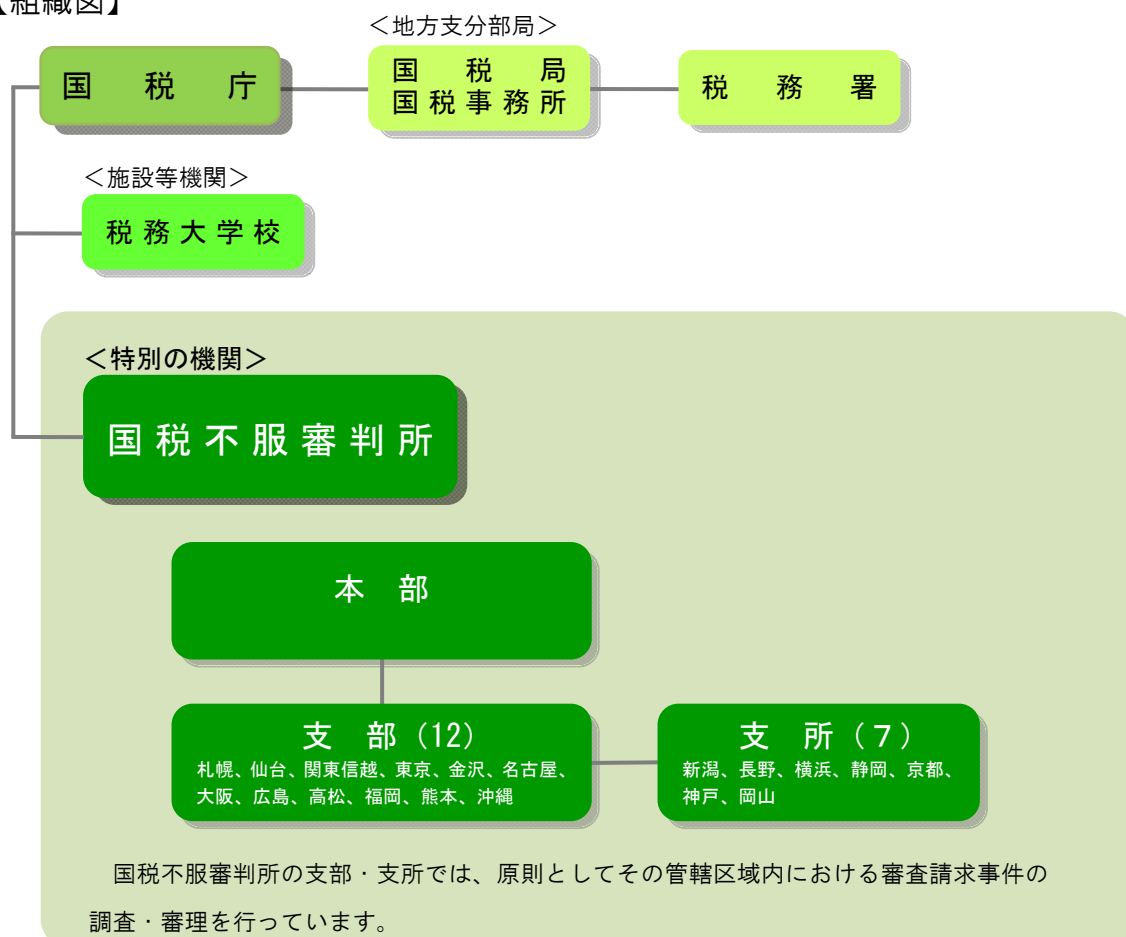
国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、税務署長や国税局長など（「税務署長等」といいます。）と審査請求人との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

国税不服審判所の組織

国税庁の特別の機関である国税不服審判所には、東京（霞が関）にある本部のほか、全国の主要都市に12の支部と7の支所があります。

（17ページ「国税不服審判所の所在地・管轄区域」を参照してください。）

【組織図】



国税不服審判所の特色

国税不服審判所には、次のような特色があります。

争点主義的運営

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点に主眼を置いた調査・審理を行っています。

公正な審理

- ◆ 国税不服審判所長が行う審査請求に対する裁決は、それぞれ独立した立場にある3名以上の国税審判官等（担当審判官及び参加審判官）で構成する合議体の議決に基づいて行われます。
- ◆ 国税不服審判所長や東京支部、大阪支部の長である首席国税審判官などの主要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用しています。
また、国税審判官には、弁護士や税理士などの職にあった民間の専門家も任用しており、合議体を構成する国税審判官の半数程度がこうした民間の専門家出身となっております。

裁決は行政部内の最終判断

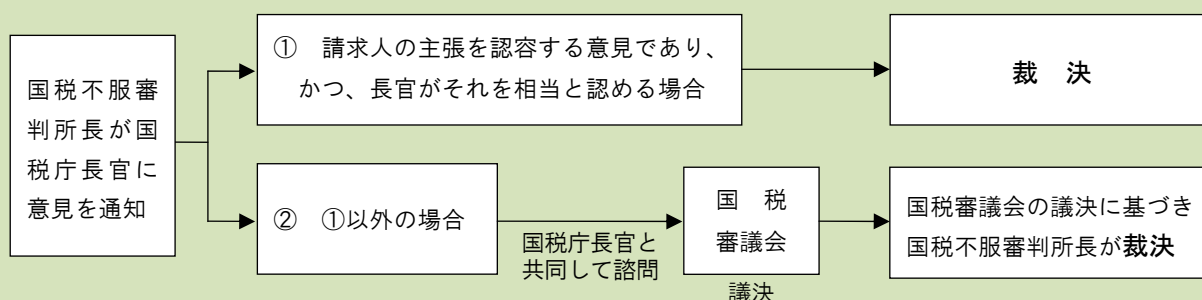
裁決は、行政部内における最終判断となります。したがって、税務署長等は、裁決の内容を不服として訴訟を提起することはできません。

また、裁決は、税務署長等が行った処分より審査請求人にとって不利益となることはありません。

国税庁長官通達に拘束されません

国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができます。

なお、国税庁長官通達に示された法令解釈と異なる解釈により裁決をする場合や、他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決を行う場合は、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされ、その後の手続は以下の図のとおりです。



国税に関する不服申立制度

平成 28 年 3 月 31 日までにされた国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど）に不服がある納税者が、処分の取消しなどを求めることができる不服申立ては、税務署長などに対する「異議申立て」と国税不服審判所長に対する「審査請求」との二段階となっています。

異議申立てとは

税務署長や国税局長などが行った処分（「原処分」といい、原処分を行った税務署長や国税局長などを「原処分庁」といいます。）に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて原処分庁に対して不服を申し立てる制度で、不服申立ての第一段階の手続です。

不服申立期間 **原則として、処分の通知を受けた日の翌日から 2 か月以内**

原処分庁は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果（異議決定）を異議決定書謄本により異議申立人に通知します。

審査請求とは

異議決定を経た後の処分になお不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度で、不服申立ての第二段階の手続です。ただし、次のように、異議申立てを経ないで直接審査請求をすることができる場合があります。

（手続については、次ページ「審査請求の手続」を参照してください。）

◆ 選択により異議申立てを経ないで審査請求をすることができる場合

- 国税局長の行った処分に不服がある場合
- 税務署長の行った処分のうち、次のいずれかに該当する処分に不服がある場合
・ 所得税、復興特別所得税、法人税、復興特別法人税、地方法人税の青色申告書に係る更正処分
・ 連結確定申告書等に係る更正処分
- 処分を行った税務署長又は税関長が、その処分について異議申立てをすることができる旨を教示しなかった場合
- その他異議申立てをしなくて審査請求をすることにつき正当な理由がある場合

◆ 審査請求のみをすることができる場合

- ・ 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員が行った処分に不服がある場合

（例えば、登録免許税について登記官が行った処分、自動車重量税について国土交通大臣等が行った処分があります。）

審査請求書が提出されると、国税不服審判所長は、原処分が適正であったかどうか判断するため調査・審理を行い、その結果（裁決）を裁決書謄本により審査請求人と原処分庁の双方に通知します。

（審理の流れは、6 ページ「一般的な審理の流れ」を参照してください。）



訴訟の提起

国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服がある場合は、**裁決があったことを知った日の翌日から 6 か月以内**に裁判所に訴訟を提起することができます。

なお、**審査請求をした日の翌日から 3 か月を経過しても裁決がない場合は**、裁決を経ないで裁判所に訴訟を提起することができます。

審査請求の手続

平成 28 年 3 月 31 日までにされた処分に対する審査請求の手続は、次のとおりです。

不服申立期間

審査請求をするには、原則として次の期間内に書面（審査請求書）を提出しなければなりません。

異議決定を経たもの 異議決定書謄本の送達があった日の翌日から 1 か月以内
直接、審査請求をする場合 . . . 原処分の通知を受けた日の翌日から 2 か月以内

なお、異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても異議決定がない場合は、異議決定を経ないで審査請求をすることができます。

提出先等

審査請求は、正副各 1 通の審査請求書を原処分庁の管轄区域を管轄（又は分掌）する国税不服審判所の支部（又は支所）に提出します。

（17 ページ「国税不服審判所の所在地・管轄区域」を参照してください。）

審査請求書は、次のいずれかの方法により提出することができます。

- ・ 国税不服審判所の支部（又は支所）の窓口へ提出
- ・ 郵便又は信書便による提出
- ・ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による提出
- ・ 処分を行った税務署長等を経由しての提出

（異議決定をした行政機関へ提出することもできます。）

審査請求書の用紙は、国税不服審判所の支部（又は支所）や税務署備付けのもののほか、国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）からダウンロードすることができます。

(注) 1 **審査請求に当たっては、手数料を納める必要はありません。**

2 e-Tax では、審査請求書のほかに、審査請求に関する申請書及び届出書も提出することができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

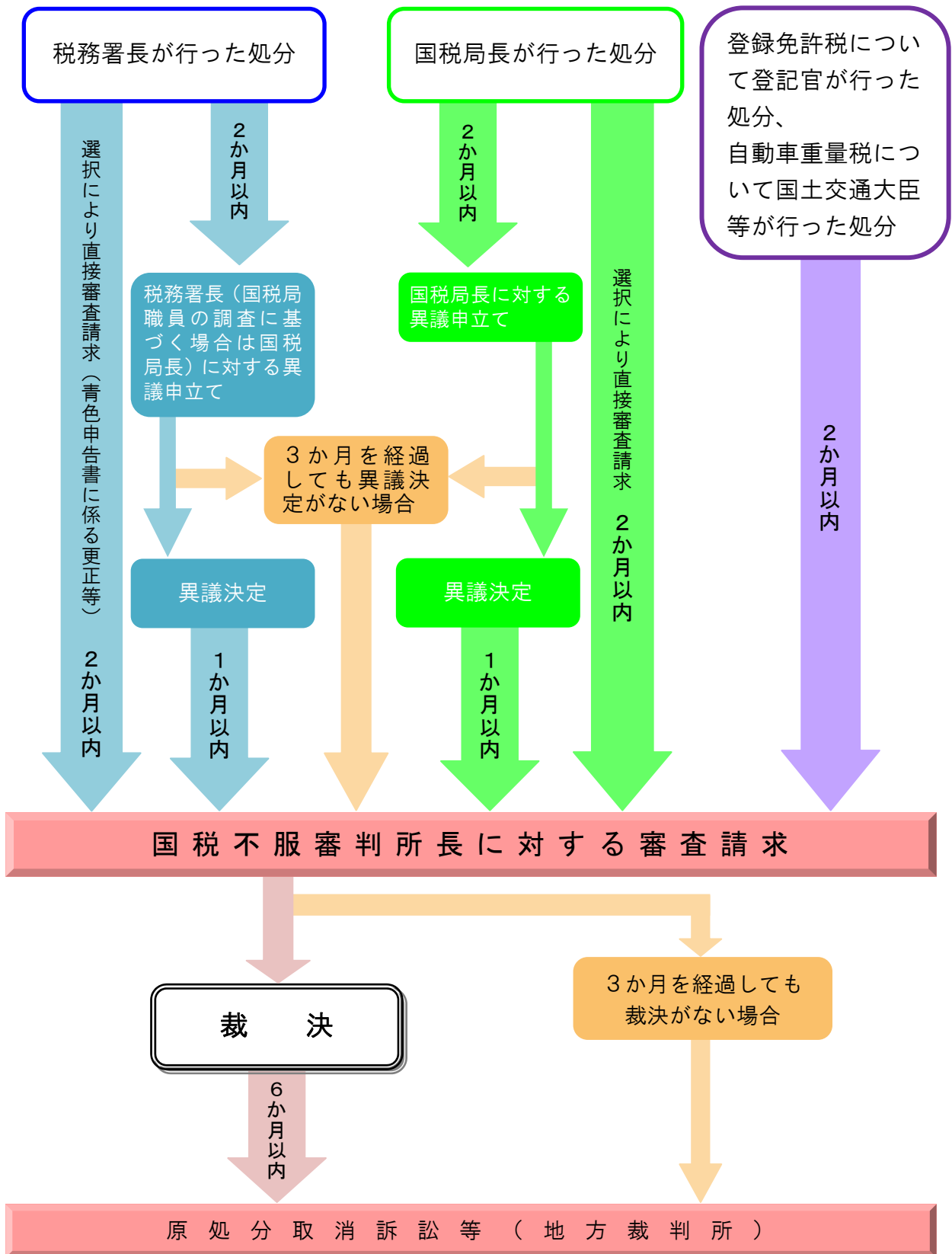
3 審査請求書の提出日は、提出方法によって次のとおりとなります。

- ① 郵便又は信書便による提出 . . . 通信日付印の日[※]
- ② e-Tax による提出 受付システムのファイルへ記録された日
- ③ 処分を行った税務署長等を経由しての提出 . . . 税務署長等の窓口へ提出した日又は通信日付印の日[※]

※ 国税徴収法第 171 条第 3 項の適用があるものを除きます。



国税に関する不服申立制度の概要図

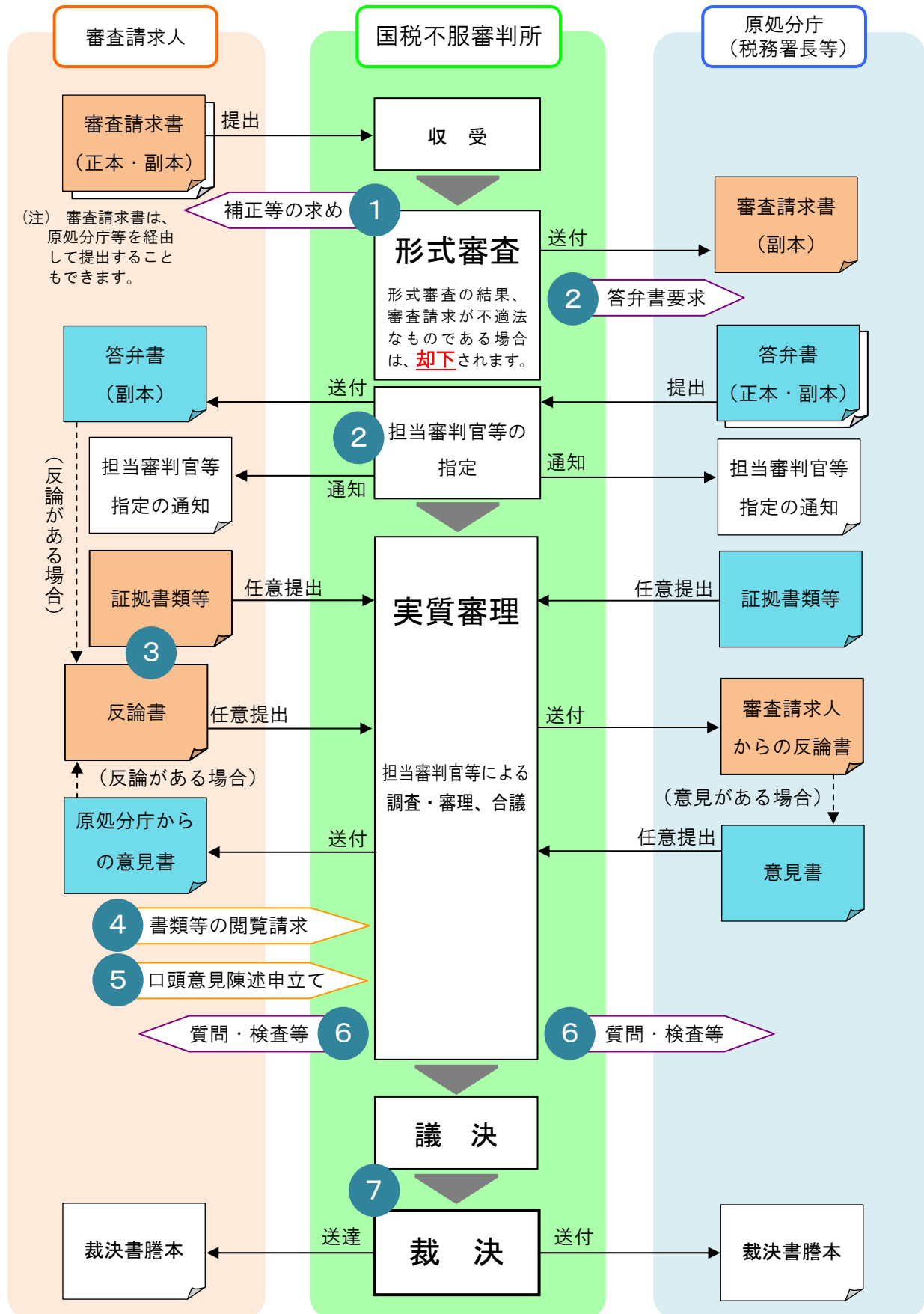


国税に関する不服申立制度
(平成 28 年 3 月 31 日までにされた処分)

(注) 1 税関長が行った処分に対する不服がある場合は、処分をした税関長に対する異議申立てを経て、審査請求をすることができます。
 2 国税庁長官が行った処分に対する不服がある場合は、国税庁長官に対する異議申立てを経て、訴訟を提起することができます (審査請求をすることはできません)。
 3 国税徴収法第 171 条第 1 項又は第 2 項の適用があるときの不服申立期間については、上記の期間と異なる場合があります。

一般的な審理の流れ

平成 28 年 3 月 31 日までにされた処分に対する審査請求の一般的な審理の流れは次のとおりとなっています。



① 形式審査と記載内容の補正等

国税不服審判所では、審査請求が法律の規定に従っているかどうかの形式的な審査（「形式審査」といいます。）を行い、審査請求人に対して、不明な点の説明を求めたり、記載漏れ等の不備があるときは補正を求めることがあります。

形式審査の結果、**法定の不服申立期間経過後にされたものなど不適法な審査請求であるとき**は、国税不服審判所長は、審理の対象として取り上げない旨の「却下」の裁決を行います。

② 答弁書要求と担当審判官等の指定

適法な審査請求であると認められた場合は、国税不服審判所長は、原処分庁に対して審査請求の趣旨及び理由に対する原処分庁の主張を記載した「答弁書」の提出を求めるとともに、処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の提出を依頼します。

原処分庁から答弁書（正副各 1 通）が提出されたときは、その審査請求に係る調査・審理を行わせるため、担当審判官 1 名及び参加審判官 2 名以上を指定し、答弁書副本を審査請求人に送付するとともに、担当審判官等の所属及び氏名を書面で通知します。

③ 反論書、証拠書類等の提出等

審査請求人は、送付された原処分庁の答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書や自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます。

国税不服審判所では、審査請求人と原処分庁の主張を整理し、争点（審査請求人と原処分庁の主張の相違点）を確認するに当たって、双方に協力をお願いしています。

審査請求人の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物は、担当審判官等による審理を適正かつ迅速に進める上で最も重要なものであり、積極的に提出されることが審査請求事件の早期解決につながります。

④ 閲覧請求

審査請求人は、原処分庁から担当審判官に対して任意提出された処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の閲覧を求めることができます。

担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒否できないこととされています。

⑤ 口頭意見陳述

審査請求人は、自己の主張を書面で提出するほか、口頭で意見を述べる旨の申立てをすることができます。

⑥ 担当審判官等による質問・検査

審理を行うため必要があるときは、担当審判官は、審査請求人の申立て又は職権で、審査請求人、原処分庁又は参考人等に対して質問し、帳簿その他の物件の提出を求め、これを留置し、検査し、又は鑑定人に鑑定させることができます。

⑦ 議決と裁決

審理が終了すると、合議体を構成する担当審判官と参加審判官は、合議により審査請求に対する結論（「議決」といいます。）を出します。

国税不服審判所長は、その議決に基づいて、裁決を行います。

裁決の内容は、「裁決書謄本」により審査請求人と原処分庁の双方に通知されます。

（裁決の内容と種類）

- ・ 審査請求に理由があるとき
 - 全部若しくは一部取消し、又は変更
 - ・ 審査請求に理由がないとき 棄却
- ※審査請求人にとって、原処分庁が行った処分より不利益になることはありません。

国税に関する不服申立制度改正の概要

改正の趣旨

平成26年6月に、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、国税通則法も改正され、国税に関する不服申立制度について見直しが行われました。

なお、見直し後の制度は、平成28年4月1日以降に行われた処分を対象とした不服申立てから適用されます。

改正の概要

《不服申立前置の見直し》

税務署長が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長に対する「異議申立て」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになりました。

また、「異議申立て」については、その名称が「再調査の請求」に変わりました。

【改正前】

税務署長が行った処分については、原則として、税務署長に対する「異議申立て」を経なければ、「審査請求」を行うことができませんでした。

《不服申立期間の延長》

不服申立てをできる期間が、原則として処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」に延長されました。

【改正前】

不服申立ては、原則として処分があったことを知った日の翌日から「2か月以内」にしなければなりませんでした。

《口頭意見陳述における質問権》

口頭意見陳述に際し、処分を行った税務署長や国税局長など（「原処分庁」といいます。）に質問をすることができるようになりました。

【改正前】

原処分庁に対して質問ができる旨の規定はありませんでした。

《証拠書類等の閲覧・写しの交付》

審理関係人（審査請求人、参加人及び原処分庁）は、審理関係人が任意で提出した書類等のほか、担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等についても、閲覧及び写しの交付を請求できることになりました。

【改正前】

審査請求人は、原処分庁が任意に提出した書類等に限り閲覧を請求することができました。また、閲覧した書類等の写しの交付の請求はできませんでした。

《その他》

標準審理期間を定めるよう努める旨の規定や、審理手続を計画的に遂行するための規定などが新たに整備されました。

国税に関する不服申立制度（国税通則法改正後）

平成 28 年 4 月 1 日以降にされた国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど）に不服がある納税者が、処分の取消しなどを求めることができる不服申立ては、国税不服審判所長に対する「**審査請求**」と税務署長等に対する「**再調査の請求**」との選択制となっています。

審査請求とは

税務署長や国税局長などが行った処分（「原処分」といい、原処分を行った税務署長や国税局長などを「原処分庁」といいます。）に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。審査請求は、再調査の請求※を経ずに直接行うことができますし、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定（再調査決定）後の処分になお不服がある場合に行うことができます。

（手続については、次ページ「**審査請求の手続（国税通則法改正後）**」を参照してください。）

※ 再調査の請求とは

原処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて原処分庁に対して不服を申し立てる制度です。

原処分庁は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果を再調査決定書謄本により再調査の請求人に通知します。

（注 1）審査請求のみをすることができる場合

国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員が行った処分に不服がある場合（例えば、登録免許税については登記官が行った処分、自動車重量税については国土交通大臣等が行った処分があります。）

（注 2）国税庁長官が行った処分に不服がある場合

国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対する審査請求をすることができます（国税不服審判所長に対する審査請求をすることはできません。）。

審査請求書が提出されると、国税不服審判所長は、原処分が適正であったかどうか判断するため調査・審理を行い、その結果（裁決）を裁決書謄本により審査請求人と原処分庁の双方に通知します。

（審理の流れは、12 ページ「**一般的な審理の流れ（国税通則法改正後）**」を参照してください。）



訴訟の提起

国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服がある場合は、**裁決があったことを知った日の翌日から 6 か月以内**に裁判所に訴訟を提起することができます。

なお、**審査請求をした日の翌日から 3 か月を経過しても裁決がない場合は**、裁決を経ないで裁判所に訴訟を提起することができます。

審査請求の手続（国税通則法改正後）

平成 28 年 4 月 1 日以降にされた処分に対する審査請求の手続は、次のとおりです。

不服申立期間

審査請求をするには、原則として次の期間内に書面（審査請求書）を提出しなければなりません。

直接、審査請求をする場合・・・原処分の通知を受けた日の翌日から 3 か月以内
再調査決定を経た場合・・・再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から 1 か月以内

なお、再調査の請求をした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても再調査決定がない場合は、再調査決定を経ないで審査請求をすることができます。

提出先等

審査請求は、正副各 1 通の審査請求書を原処分庁の管轄区域を管轄（又は分掌）する国税不服審判所の支部（又は支所）に提出します。

（17 ページ「国税不服審判所の所在地・管轄区域」を参照してください。）

審査請求書は、次のいずれかの方法により提出することができます。

- ・ 国税不服審判所の支部（又は支所）の窓口へ提出
- ・ 郵便又は信書便による提出
- ・ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による提出
- ・ 処分を行った税務署長等を経由しての提出
（再調査決定をした行政機関へ提出することもできます。）

審査請求書の用紙は、国税不服審判所の支部（又は支所）や税務署備付けのもののほか、国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）からダウンロードすることができます。

（注） 1 **審査請求に当たっては、手数料を納める必要はありません。**
（証拠書類等の写しの交付の請求については、手数料を納める必要があります。）

2 e-Tax では、審査請求書のほかに、審査請求に関する申請書及び届出書も提出することができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

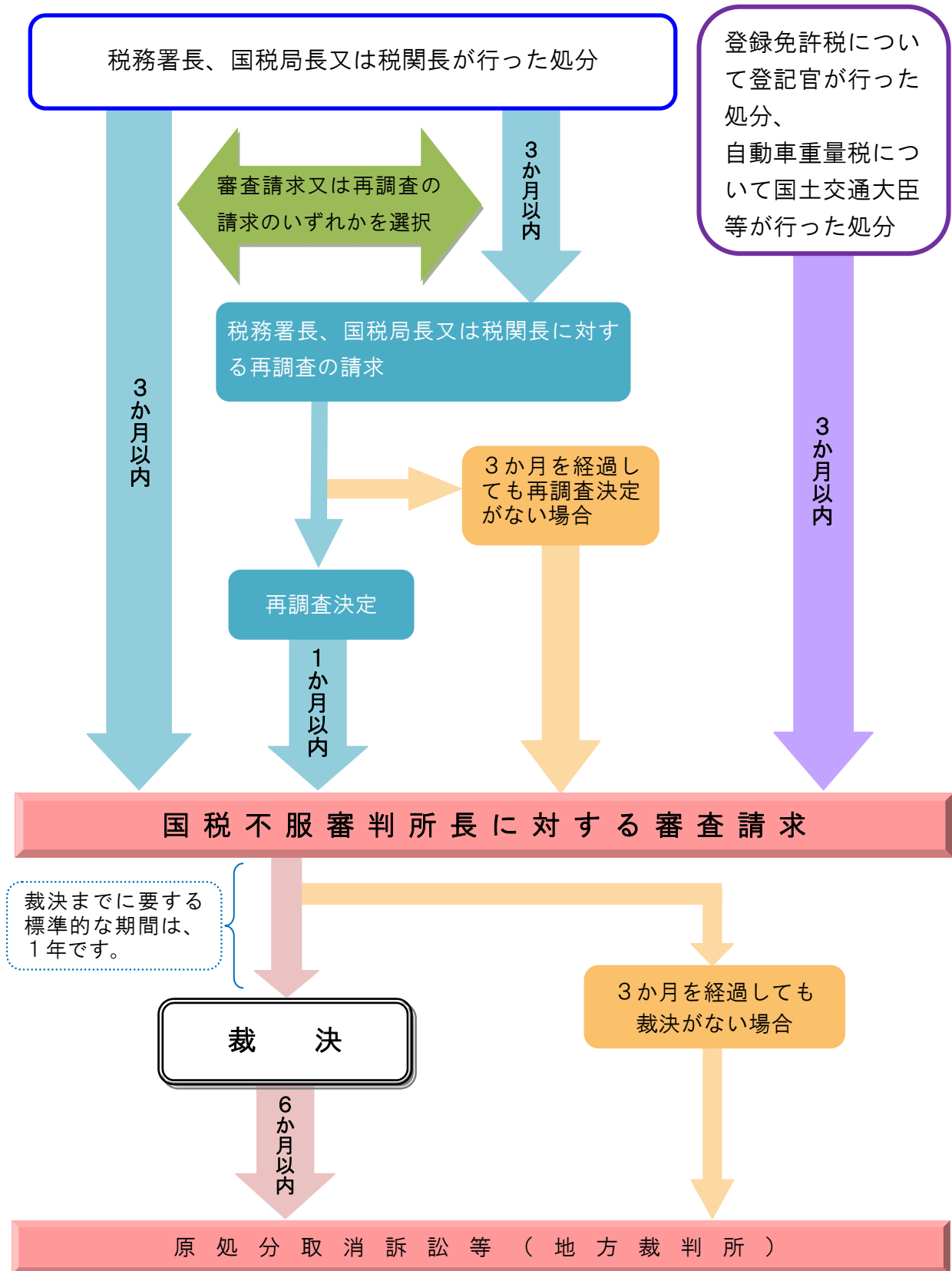
3 審査請求書の提出日は、提出方法によって次のとおりとなります。

- ① 郵便又は信書便による提出・・・通信日付印の日[※]
- ② e-Tax による提出・・・受付システムのファイルへ記録された日
- ③ 処分を行った税務署長等を経由しての提出・・・税務署長等の窓口へ提出した日又は通信日付印の日[※]

※ 国税徴収法第 171 条第 3 項の適用があるものを除きます。



国税に関する不服申立制度の概要図（国税通則法改正後）

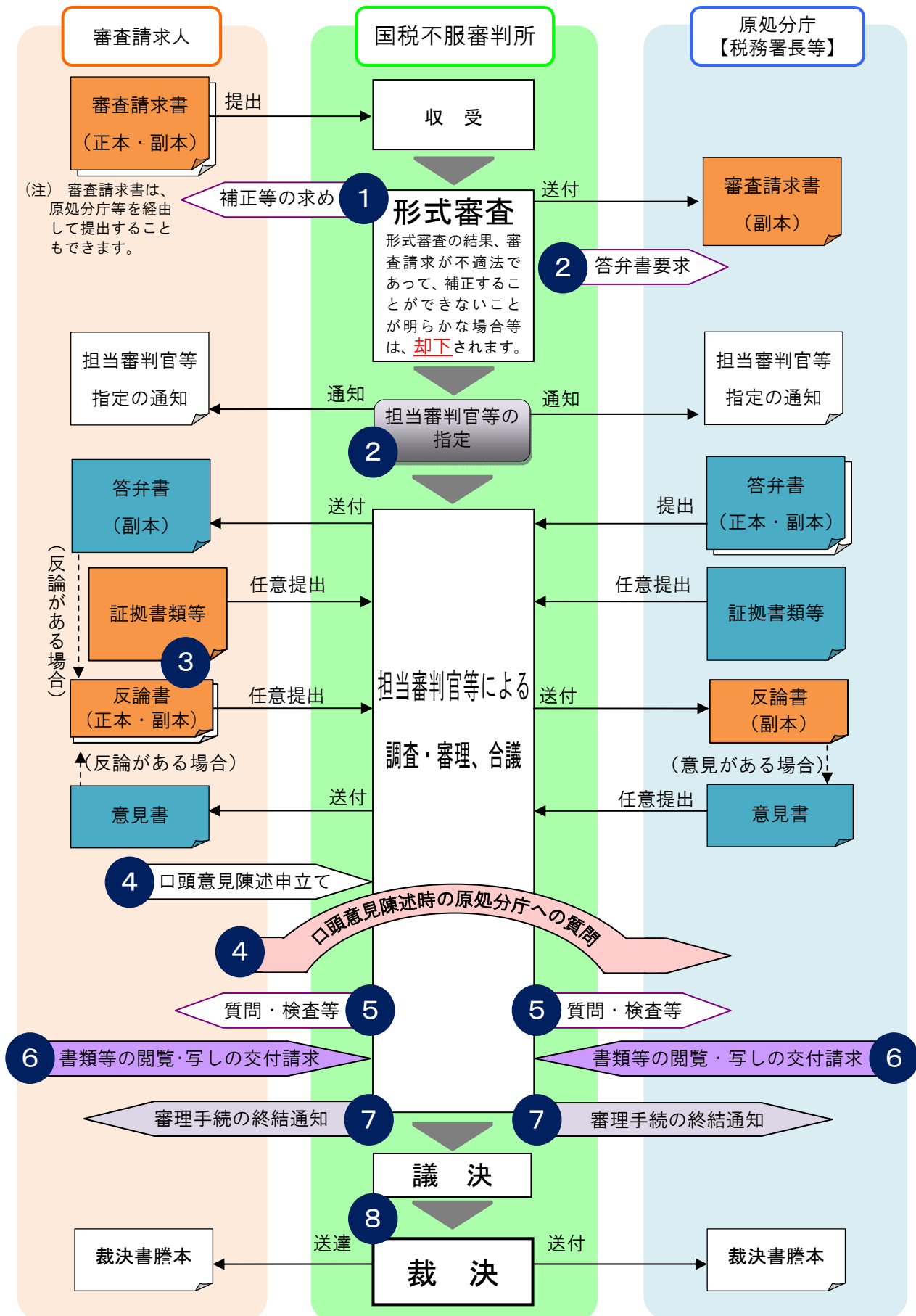


国税に関する不服申立制度
(平成28年4月1日以降にされた処分)

- (注) 1 国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対する審査請求を経て、訴訟を提起することができます（国税不服審判所長に対する審査請求をすることはできません。）。
- 2 国税徴収法第171条第1項又は第2項の適用があるときの不服申立期間については、上記の期間と異なる場合があります。

一般的な審理の流れ（国税通則法改正後）

平成 28 年 4 月 1 日以降にされた処分を対象とした審査請求の一般的な審理の流れは、次のとおりとなっています。



① 形式審査と記載内容の補正等

国税不服審判所では、審査請求が法律の規定に従っているかどうかの形式的な審査（形式審査）を行い、審査請求人に対して、不明な点の説明を求めたり、記載漏れ等の不備の補正を求めることがあります。

審査請求人が不備の補正に応じない場合や、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかな場合は、国税不服審判所長は、審理の対象として取り上げない旨の「却下」の裁決を行います。

② 答弁書要求と担当審判官等の指定

適法な審査請求であると認められた場合や、不適法な審査請求であることが明らかでない場合は、国税不服審判所長は、原処分庁に対して審査請求の趣旨及び理由に対する原処分庁の主張を記載した「答弁書」の提出を求めるとともに、処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出を依頼します。

また、国税不服審判所長は、その審査請求に係る調査・審理を行わせるため、担当審判官 1 名及び参加審判官 2 名以上を指定し、担当審判官等の所属及び氏名を書面で通知します。

③ 反論書、証拠書類等の提出等

審査請求人は、送付された原処分庁の答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書や自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます。

国税不服審判所では、審査請求人と原処分庁の主張を整理し、争点（審査請求人と原処分庁の主張の相違点）を確認するに当たって、双方に協力をお願いしています。

審査請求人の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物は、担当審判官等による審理を適正かつ迅速に進める上で最も重要なものであり、積極的に提出されることが審査請求事件の早期解決につながります。

④ 口頭意見陳述

審査請求人は、自己の主張を書面で提出するほか、口頭で意見を述べる旨（口頭意見陳述）の申立てをすることができます。

また、口頭意見陳述の場合には原処分庁の担当者が出席しますので、審査請求人は、その場で、担当審判官の許可を得て、原処分庁の担当者に質問をすることができます。

⑤ 担当審判官等による質問・検査

審理を行うため必要があるときは、担当審判官は、審査請求人若しくは原処分庁の申立てにより、又は職権で、審査請求人、原処分庁又は参考人等に対して質問し、帳簿書類等の提出を求め、これを留置し、検査し、又は鑑定人に鑑定させることができます。

⑥ 閲覧・写しの交付請求

審査請求人及び原処分庁は、双方がそれぞれ審判所に任意で提出した証拠書類等や、担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等について、閲覧及び写しの交付を求めることができます。

担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧・写しの交付の求めを拒否できないこととされています。

⑦ 審理手続の終結

担当審判官は、必要な審理を終えたとき認めるときには、審理手続を終結します。また、担当審判官が定めた期間内に、答弁書、反論書、証拠書類等が提出されなかった場合などには、担当審判官は審理手続を終結することができます。

担当審判官が審理手続を終結すると、反論書及び証拠書類等の提出、口頭意見陳述の申立て、閲覧・写しの交付の請求などの行為をすることができないこととなります。

担当審判官は、審理手続を終結した時は、速やかに、審査請求人等及び原処分庁に対し、審理手続を終結した旨の通知をします。

⑧ 議決と裁決

審理が終了すると、合議体を構成する担当審判官と参加審判官は、合議により審査請求に対する結論（「議決」といいます。）を出します。

国税不服審判所長は、その議決に基づいて、裁決を行います。

裁決の内容は、「裁決書謄本」により審査請求人と原処分庁の双方に通知されます。

（裁決の内容と種類）

・ 審査請求に理由があるとき

全部若しくは一部取消し、又は変更

・ 審査請求に理由がないとき 棄却

※審査請求人にとって、原処分庁が行った処分より不利益になることはありません。

国税不服審判所の現在の各種取組

現在、国税不服審判所では、審理状況の透明性を確保し、迅速な事件処理を行うため、以下の施策に取り組んでいます。

担当者の連絡・紹介

審査請求事件の担当者(担当審判官、参加審判官、分担者)を決定した際に、「担当者連絡表」により、担当・所属・氏名・役割・連絡先を通知しています。また、初回面談の際には、担当審判官から全ての担当者を紹介しています。

「争点確認表」の交付

審理を適正かつ迅速に進めていくためには、審査請求人及び処分を行った税務署長や国税局長など(原処分庁)の当事者双方の主張を的確に把握した上で争点を整理し、また、当事者双方が争点を共通して認識する必要があります。

そのために、担当審判官は、審査請求人及び原処分庁から提出された主張に関する書面に基づいて争点を整理し、①争われている原処分、②争点及び③争点に対する当事者双方の主張などを簡潔に要約した「争点の確認表」を作成し、交付しています。

原則1年以内の事件処理

国税不服審判所では、審査請求受理後、原則として1年以内に処理できるよう取り組んでいます。1年以内に処理できた割合の過去5年の状況は、次のとおりです。

(単位：%)

年 度	22	23	24	25	26
1年以内 処理件数割合	93.2	96.9	96.2	96.2	92.2

【標準審理期間の設定(平成28年4月1日以降にされた処分に対する審査請求が対象)】

平成28年4月1日以降にされた処分に対する審査請求については、審査請求受理後、裁決をする日までに要する標準的な期間は1年です。

審査請求人



国税不服審判所



原処分庁



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成 27 年 10 月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署等に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号について

- 個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に指定され、市区町村から「通知カード」により、住民票の住所地に通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。

法人番号について

- 法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から通知されます。
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知されます。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

審査請求書等への番号記載時期について

- **平成 28 年 1 月 1 日以降**に国税不服審判所へ審査請求書や口頭意見陳述の申立書等の書類を提出する方は、それぞれの書類に個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認

- 個人番号を記載した審査請求書等を提出される際には、国税不服審判所で本人確認（番号確認・身元確認）をさせていただきます。
- 手続の際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを審査請求書等に添付していただく必要があります。
- 代理人の方が審査請求書等を提出する際には、代理権の確認、代理人の身元確認及び審査請求人の番号確認をさせていただきます。


◎ 社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・ コールセンター **0120-95-0178**
平日 9時30分～22時00分 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）の

トップページの  をクリック（国税庁ホームページにリンク）

国税不服審判所ホームページの紹介

国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）では、次の情報などを提供しています。



提出書類一覧

審査請求書など主な提出書類の用紙をダウンロードできます。

Q & A コーナー

審査請求に関してよくある質問をQ & A形式で掲載しています。

公表裁決事例

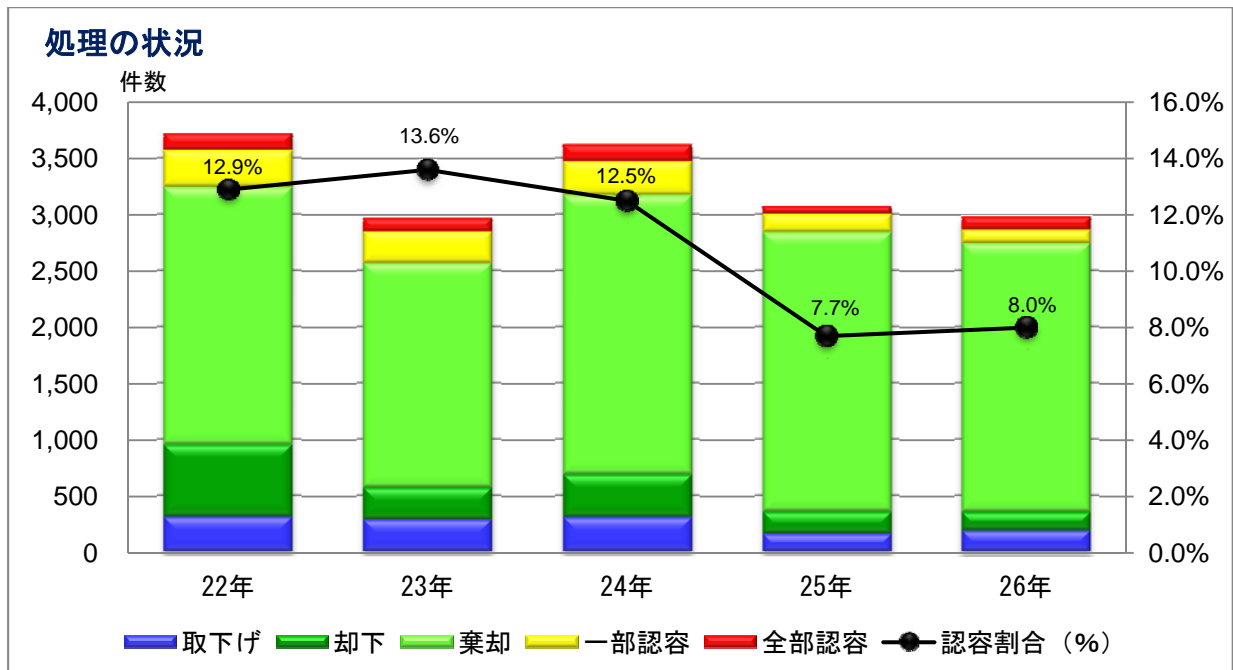
平成4年以降に公表した裁決事例の全文を紹介しています。

裁決要旨の検索

キーワードや争点で裁決要旨を検索・閲覧できるシステムを提供しています。

(平成27年6月25日現在)

審査請求処理の状況



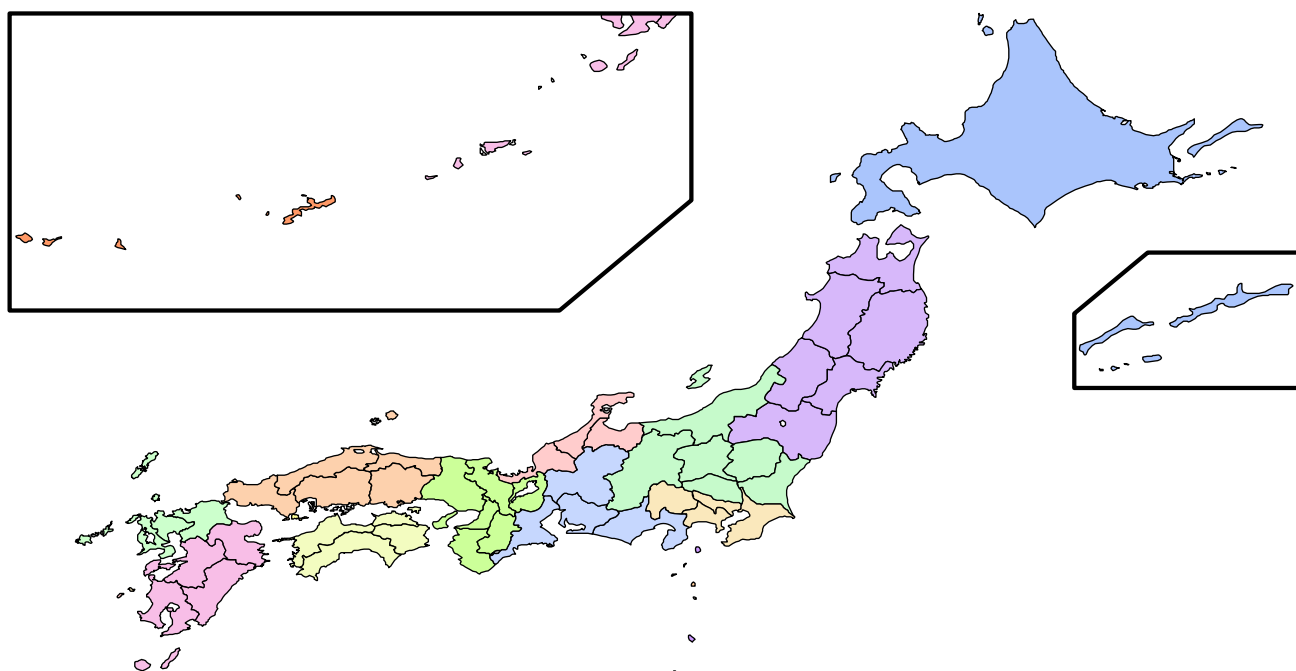
- ・ 処理の状況には、国税通則法に基づくものの他に行政不服審査法に基づく審査請求が含まれています。
- ・ 一部認容とは、処分の一部取消し、全部認容とは、処分の全部取消しが行われたものの件数です。
- ・ 詳細な情報は国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）をご覧ください。

(出典：国税不服審判所ホームページ)

国税不服審判所の所在地・管轄区域

本 部	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1	03(3581)4101
支部・支所	郵便番号・所在地	電話番号
札幌	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011(231)9611
仙台	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎	022(221)7561
関東信越	〒330-9718 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048(600)3221
新潟	〒951-8104 新潟市中央区西大畑町 5191	025(228)0991
長野	〒380-0845 長野市西後町 608-2	026(232)6489
東京	〒102-0074 千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03(3239)7181
横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎	045(641)7901
金沢	〒921-8013 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076(292)7880
名古屋	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 3-2-4 名古屋第二国税総合庁舎	052(972)9411
静岡	〒420-0853 静岡市葵区追手町 10-88	054(253)6376
大阪	〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-5-63 大阪合同庁舎第三号館	06(6943)0370
京都	〒606-8323 京都市左京区聖護院円頓美町 18	075(761)4285
神戸	〒652-0802 神戸市兵庫区水木通 2-1-4	078(577)3600
広島	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082(228)2891
岡山	〒700-0814 岡山市北区天神町 3-23	086(222)8094
高松	〒760-0018 高松市天神前 2-10 高松国税総合庁舎	087(861)5635
福岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092(411)5401
熊本	〒860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟	096(326)0911
沖縄	〒900-0029 那覇市旭町 9 沖縄国税総合庁舎	098(867)2931

※支部及び支所の所在地等の最新情報は国税不服審判所ホームページでご確認ください。



審査請求 について調べたいときは、**国税不服審判所ホームページ** へ

国税不服審判所

を

検索



ホームページアドレス <http://www.kfs.go.jp>